

務	00	01	5 年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

交 企 第 3 5 6 号
令 和 4 年 1 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会が委託して行う安全運転管理者等講習の実施要領について委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月28日青森県公安委員会規則第9号。以下「委託講習規則」という。）第8条の規定に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委託して受託者が行う安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）の基本的な実施要領を下記のとおり定め、令和5年1月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 講習の実施方法

(1) 実施場所

講習は、受講対象者の人数に応じ、県下各警察署の管轄区域ごとに年1回以上実施する。また、必要により、受講対象者の多い遠隔地等においても講習を実施する。

(2) 講習会場

収容人数、設備等が講習の実施に適し、かつ、駐車場を備えた施設を講習会場として確保し、講習指導員及び講師（以下「講習指導員等」という。）が各講習会場に赴いて講習を実施する。

(3) 講習の時間

講習の時間は、1回につき6時間とする。

ただし、事業所において交通事故、交通違反が多発する等により、当該事業所の安全運転管理の強化が必要であると公安委員会が認めるときは、当該事業所の安全運転管理者等を受講対象者とし、1回につき8時間の特別講習を実施する。

(4) 講習の内容

講習は、安全運転管理に必要な知識、道路の交通に関する法令の知識を盛り込んだ教本、青森県の交通の実態に即した資料等に基づき、道路交通の現状と実態、法令の知識、安全運転のための知識、安全運転管理についての心構えと方法、交通事故と賠償等について、実際の、具体的な内容を教示することを重点に実施する。

また、講義式に偏ることなく、討議式、視聴覚利用式等により実施する。

2 計画の策定及び報告

講習の委託を受けた年度における講習の資金に関する計画及び講習の実施計画を策定し、委託講習資金計画書（委託講習規則別記様式第6号）及び安全運転管理者等講習実施計画表（別記様式第1号）により、当該年度の4月10日までに、公安委員会に報告す

る。

3 講習の受講対象者

(1) 安全運転管理者等

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第5項の規定により公安委員会に選任届出された安全運転管理者等

イ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第5条第1項又は第8条第1項の規定により公安委員会に申請又は届出された安全運転管理者等

(2) 安全運転管理者等被選任予定者

下記4の講習の通知を受けた時点で、新たな安全運転管理者等の選任を公安委員会に届出中又は届出を予定している自動車の使用者又は自動車運転代行業者（以下「事業所」という。）については、当該選任予定者

4 講習の通知

(1) 法第74条の3第8項又は運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第8項の規定により公安委員会が行う事業所に対する講習の通知（以下「通知」という。）は、各受講対象者が、年度中に1回講習を受講するように実施する。

(2) 通知は、講習実施日のおおむね20日前までに実施する。

(3) 通知は、安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の9）、安全運転管理者等講習受講申請書（青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号）様式第17号。以下「受講申請書」という。）及び案内文書を郵送して実施する。

(4) 案内文書には、次に掲げる事項を掲載する。

ア 講習の実施時間

イ 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月24日青森県条例第101号）第2条及び第4条の規定に基づく講習手数料（以下「受講手数料」という。）の納入方法

ウ 受付時の提出書類

エ 選任予定者の受講要領及び選任届出要領

オ 問合せ先

カ その他

5 講習の受付

(1) 講習の受付は、講習実施日に、講習会場における受講申請書の受理及び受講対象者の本人確認により実施する。

(2) 受付の際は、受講申請書に受講手数料分の青森県収入証紙が貼付されていること及び受講対象者の署名等の状況について確認する。

(3) 受講対象者の本人確認は、安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「管理者証」という。）により実施する。

ただし、上記3(2)の選任予定者である場合は、運転免許証等により人定事項を確認する。

6 受講証明

(1) 講習を修了した者（以下「講習修了者」という。）には、管理者証の講習修了欄に講

習実施日を記入し、受講証明印欄に受講証明印を押印する。

なお、講習修了欄及び受講証明印欄が満載の場合は、その裏面を使用することとし、満載を理由として講習修了者から管理者証の再交付を求められた場合は、講習修了者の属する事業所等の所在地を管轄する警察署を経由して、公安委員会にこれを申請するよう教示する。

- (2) 講習を修了した選任予定者には、講習指導員等が作成する受講証明書を交付する。
- (3) 講習修了者又はその使用者から受講証明書の交付を求められた場合は、これを交付する。

7 受講申請書の提出

受講対象者から受理した受講申請書は、講習実施日ごとに、安全運転管理者等講習受講申請書送付書（委託講習規則別記様式第10号）に添付し、当該講習の終了の都度、速やかに公安委員会に提出する。

8 受講状況の把握

講習修了者名簿を作成する等により、講習の受講状況を常に把握する。

9 実施状況の報告

月ごとの講習の実施状況について、安全運転管理者等講習月間実施結果報告書（委託講習規則別記様式第8号）により、その翌月の7日までに、公安委員会に報告する。

10 未受講者が属する事業所に対する再通知、追加講習の実施等

- (1) 通知を実施したにもかかわらず、講習を受講しない安全運転管理者等（以下「未受講者」という。）が属する事業所に対しては、再度通知を行い、講習を受講させるよう努める。
- (2) 公安委員会が必要と認める場合は、未受講者の数、未受講者が属する事業所の所在地等を考慮し、年度における講習の実施計画に加え、追加の講習を、適宜の場所で適宜の回数実施する。
- (3) 年度における講習の実施計画に基づく講習及び追加講習が全て終了した時点で、安全運転管理者等講習実施結果報告書（委託講習規則別記様式第9号）及び安全運転管理者等講習未受講事業所リスト（別記様式第2号）を作成し、速やかに公安委員会に報告する。

11 年度ごとの報告

講習の委託を受けた年度における講習の委託料の収支について、委託料収支計算書（委託講習規則別記様式第7号）により、翌年度の4月10日までに、公安委員会に報告する。

12 留意事項

受託者は、講習の重要性を認識し、講習水準の向上に努めてその効果を確保するとともに、公安委員会との連絡を密にして、その事務処理に遺漏のないようにすること。

13 その他

上記のほか、講習の実施に必要な事項は、別に定める。

担当：交通企画課安全教育係

別記様式第1号

安全運転管理者等講習実施計画表（ ○○年度）

回	開催日	会場名	会場所在地	回	開催日	会場名	会場所在地
1	月 日			27	月 日		
2	月 日			28	月 日		
3	月 日			29	月 日		
4	月 日			30	月 日		
5	月 日			31	月 日		
6	月 日			32	月 日		
7	月 日			33	月 日		
8	月 日			34	月 日		
9	月 日			35	月 日		
10	月 日			36	月 日		
11	月 日			37	月 日		
12	月 日			38	月 日		
13	月 日			39	月 日		
14	月 日			40	月 日		
15	月 日			41	月 日		
16	月 日			42	月 日		
17	月 日			43	月 日		
18	月 日			44	月 日		
19	月 日			45	月 日		
20	月 日			46	月 日		
21	月 日			47	月 日		
22	月 日			48	月 日		
23	月 日			49	月 日		
24	月 日			50	月 日		
25	月 日			51	月 日		
26	月 日			52	月 日		

※ 状況により、行を増減して差し支えない。

別記様式第2号

安全運転管理者等講習未受講事業所リスト (○○年度

通し 番号	管轄 警察署	安管 番号	副 枝番	事業所名	安管・副安管 氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

通し 番号	管轄 警察署	安管 番号	副 枝番	事業所名	安管・副安管 氏名
25					

※ 未受講事業所の数により、行を増減し、又は複数ページに渡って差し支え

事業所 電話番号

ない。